

ひとり親家庭の福祉制度

(母子・父子家庭)

区では、ひとり親家庭等への生活支援、就業支援、経済的支援等を行っています。制度をご利用ください。
【問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階)☎(5273)4558・FAX(3209)1145へ。

ひとり親家庭等への手当・医療費助成

いずれも所得制限があります。手当の支給は、原則として申請の翌月分からです。

児童育成手当

●育成手当

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育し、児童が次のいずれかに該当する方

▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、▶父または母に引き続き1年以上遺棄されている、▶父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた、▶婚姻によらない出生である

【手当額(月額)】児童1人に付き13,500円

●障害手当

【対象】心身に障害(身体障害者手帳1級～2級程度、愛の手帳1度～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症)がある20歳未満の児童を養育している方

【手当額(月額)】児童1人に付き15,500円

児童扶養手当

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に中度以上の障

害がある場合は20歳に達するまで)の児童を養育し、児童が次のいずれかに該当する方

▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、▶父または母に引き続き1年以上遺棄されている、▶父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた、▶婚姻によらない出生である

【手当額(月額)】所得に応じて9,780円～41,430円。児童が2人以上のときは、第2子は5,000円、第3子からは1人に付き3,000円を加算

医療費助成

医療機関で健康保険による診療を受けた場合に、窓口で支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を、申請日から助成します。

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで)の児童を養育し、児童が次のいずれかに該当する方

▶父母が離婚した、▶父または母が死亡・生死不明・重度の障害の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、▶父または母に引き続き1年以上遺棄されている、▶父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた、▶婚姻によらない出生である

家事・育児のお手伝いが必要なとき

家事援助者雇用費助成

一時的な残業・出張・病気などで、ホームヘルパーやベビーシッターなどを雇用する場合に、雇用費を助成します。

利用時間は午前7時～午後10時の間で2時間～8時間です。利用する前に利用登録をしてください。所得に応じて利用料金が掛かります。

【対象】子どもが義務教育修了前のひとり親家庭の親(子どもが中学生の場合はひとり親になってから6か月以内)

仕事を探しているときや資格を取りたいとき

自立支援促進事業

ひとり親家庭の親の就労・自立支援を目的に、資格・技術取得の情報提供、職業訓練校の紹介、ハローワークへの付き添い、履歴書等の書き方のアドバイス、採用面接の練習、カウンセリング等を行います。

また、指定訓練講座を受講し、修了したときに講座受講料の40%相当額を支給する制度や、看護師等の指定国家資格取得のため、2年以上にわたって養成機関で修業して

いる場合、修業期間(2年を上限)に訓練促進費を支給する制度もあります。

【対象】子どもが20歳未満のひとり親家庭の親。所得制限等の要件があります。事前にご相談ください。

就学・就職の資金が必要なとき

母子福祉資金貸付

母子世帯の自立のために、就学・就職などで資金が必要な場合に貸し付けます(限度額は貸し付け内容ごとに異なります)。面接による審査があります。早めにご相談ください。

【対象】都内に6か月以上お住まいで、子どもが20歳未満の母子家庭の母等

リフレッシュしたいとき

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭のレクリエーションのために、指定の宿泊施設と日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。子ども家庭課育成支援係で利用券をお渡しします。親のみ、子どものみでの利用はできません。

【対象】ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども

【勤務場所】区立保育園・子ども園
【報酬(月額)】▼2時間30分勤務…7万6千400円、▼3時間勤務…9万3千200円
【勤務時間】1日2時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分)
【延長保育給食調理員】
【勤務時間】1日2時間(午後4時30分～7時の間)
【報酬(月額)】6万2千200円
【延長保育給食調理員】
【勤務時間】1日2時間(午後4時30分～7時の間)
【報酬(月額)】6万2千200円

①一般保育補助員
【勤務時間】1日2時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分) 3時間(午後4時～7時30分)
【報酬(月額)】▼2時間勤務…5万4千600円、▼2時間30分勤務…6万8千300円、▼3時間勤務…8万2千200円
②延長保育補助員
【勤務時間】1日2時間(午後4時30分～7時の間)
【報酬(月額)】6万2千200円
③延長保育給食調理員
【勤務時間】1日2時間(午後4時30分～7時の間)
【報酬(月額)】6万2千200円

保育園等非常勤職員(登録制)



募集

近隣の高齢者の方が気軽に立ち寄れるサロンを、高齢者福祉施設・神楽坂(矢来町104)内に開設しています。
サロンの利用は無料で予約は不要ですが、初回に利用登録をしてください。イベントは有料・予約制です。
【開設日時】火曜日午前10時30分～午後1時30分
第1火曜日正午～午後1時30分には、高齢者総合相談センターの出張相談があります(5月は7日)。
【後援】新宿区

神楽坂・坂上サロン

●5月のイベント
【日時・内容・定員】下表のとおり
【費用】①②④⑤は各500円。③は5千円(全4回)
【申込み】電話かファックス・電子メール(記載例(4面参照)のほか希望のイベント名と日時を記入)で新宿NPOネットワーク協議会・山下(NPO)法人粋なまちづくり倶楽部内☎(5270)6527(月)金曜日(祝日を除く)午前11時～午後6時・FAX(5261)3464・hiroba@s-ponet.netへ。先着順。

イベント名	日時	定員
①アロマケアハンドトリートメント	5月7日(火) 午前11時30分～午後0時30分	6名
②音楽療法で脳と心の健康づくり	5月14日(火) 午前10時45分～11時45分	20名
③インターネット入門(全4回)	5月14日(火)・28日(火)・6月11日(火)・25日(火) 午前11時～午後1時	8名
④介護予防体操	5月28日(火) 午前10時45分～11時45分	20名
⑤健康麻雀で脳トレ	毎週火曜日 午前11時～午後1時・午後1時～3時	各回12名

【対象】区立図書館の利用券をお持ちの高校生以上で、簡単な

【日時】5月12日(日)午前10時～12時
【対象】区立図書館の利用券をお持ちの高校生以上で、簡単な

【日時】4月22日(月)午後1時30分～3時30分
【内容】介護予防体操と春にちなんだ懐かしい歌
【費用】100円(茶菓代)
【共催】NPO法人東京山の手まごころサービス
【会場・申込み】電話で高田馬場シニア活動館(高田馬場3-39-29)☎(3362)4560へ。先着20名。



催し・講座

【日時】5月12日(日)午前10時30分～12時
【内容】夏目漱石の新たな魅力(富田鋼一郎・桜美林大学講師)
【会場・申込み】4月20日(土)から電話または直接、鶴巻図書館(稲田鶴巻町52)☎(3208)2431へ。先着20名。

絵手紙初心者講習会

【日時】5月18日(土)午後1時30分～4時
【対象】区内在住・在勤の方、20名
【費用】500円(材料費)
【会場・申込み】往復はがきに記載例(4面参照)のとおり記入し、4月25日(必着)までに角筈地域センター(〒160-0002 3西新宿4-33-7)☎(3377)1373へ。応募者多数の場合は抽選。